

京都市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程を公告する。

平成19年3月27日

京都市職員共済組合

理事長 星川 茂一

## 京都市職員共済組合組合規程第2号

### 4 京都市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程

京都市職員共済組合貸付規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 貸付けの申込日前1年以内に給与その他諸給与金を差し押さえられたことがあるとき。

第4条第7項中「貸付金の毎月の償還金(組合以外の者からこの規程による貸付金に相当する貸付金の貸付けを受けている者又は受けようとする者にとっては、当該組合以外の者に対する毎月の償還額を加えた額とする。)」を「貸付金の毎月の償還金(組合以外の者からの借入れがある場合若しくは借入れようとする場合の当該組合以外の者に対する毎月の償還額及び2月以上の期間にわたり、かつ、3回以上の分割払い(以下この項において「分割」という。)で商品若しくは権利を購入している場合若しくは購入しようとする場合又は役務の提供を受けている場合若しくは受けようとする場合の当該毎月の支払額を加えた額(組合員以外の者が借入れをした場合及び分割で商品若しくは権利を購入し、又は役務の提供を受けた場合でも、組合員がそれらの償還及び支払いをしている場合は、その毎月の償還額及び支払額を含む。)とする。)」に改める。

附 則

この規程は、平成19年5月7日から施行する。ただし、この規程による改正後の第3条第1項第2号の規定は、平成19年4月1日以後に給与その他諸給与金の差押えを受けた者から適用する。

(総務局人事部厚生課)